「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日 (下線部分変更)

IΒ (電磁的方法による交付等) (新設) 第 31 条 運営会員は、第 10 条に規定する 書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法 による提供等の取扱いに関する規則」(以 下「書面電磁的提供等規則」という。)に 定めるところにより、当該書面に記載す べき事項について電子情報処理組織を使 用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法により提供することができ る。この場合において、当該運営会員 は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、第10条に規定する株主コ ミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認 書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規 則に定めるところにより、当該確認書に 記載すべき事項について電子情報処理組 織を使用する方法その他の情報通信の技 術を利用する方法により提供を受けるこ とができる。この場合において、当該運 営会員は、当該確認書を徴求したものと みなす。 付 則 この改正は、平成28年2月16日から施 行する。